



平成 29 年 4 月 14 日

各 位

会 社 名 わらべや日洋ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 大友 啓行
(コード番号 2918 東証第一部)
問合せ先 取締役常務執行役員 浅野 直
(TEL. 042-345-3131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 25 日開催予定の第 53 回定時株主総会に定款一部変更について付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社グループは、今後の業容拡大に備えるとともに、グループ企業を可能な限り集約し、より一層の業務効率化を図るため、本社の移転を決定いたしました。これに伴い、現行定款第 3 条（本店の所在地）について、現在の「東京都小平市」から「東京都新宿区」に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、附則第 1 条により、平成 29 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもってその効力を生ずるものとし、その効力発生をもって当該附則第 1 条を削除するものといたします。

(2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するとともに、取締役の経営責任をより明確にするため、現行定款第 20 条（任期）第 1 項に定める取締役の任期を現行の 2 年から 1 年に短縮するものであります。また、これに伴い、取締役の任期調整に関する現行定款第 20 条第 2 項を削除するものであります。

(3) 法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、また、監査役にふさわしい人材の確保のため、現行定款第 31 条（選任方法）に補欠監査役の選任の効力を 4 年とする旨の規定を新設するとともに、現行定款第 32 条（任期）第 2 項において補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都小平市におく。	(本店の所在地) 第 3 条 当社は本店を東京都新宿区におく。

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は前任監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条 第3条（本店の所在地）の変更は、平成29年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。本条は、効力発生日経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成29年5月25日（予定）
定款変更の効力発生日（第3条除く）	平成29年5月25日（予定）
定款第3条変更の効力発生日	平成29年12月31日までに開催される取締役会において決定する本店移転日

以上